

分野別計画②

- 3 教育・文化・スポーツ
- 5 産業・観光
- 6 環境

3 教育・文化・スポーツ

3－1 生きる力を育む教育の推進

3－2 教育環境の整備・充実

3－3 生涯学習活動の推進

3－4 文化・スポーツ活動の推進

3－5 文化財の保存・活用

施策 3－1　生きる力を育む教育の推進

施策を取り巻く状況

- ① グローバル化や技術革新が急速に進み、変化が激しく将来の予測が困難な時代となる中で、社会が直面する課題を自らの課題として捉え、他者と協力しながら解決し、未来を切り拓いていく力が求められています。こども達がこうした資質を身に付けられるよう、国は、一人ひとりの能力や適性に応じた「個別最適な学び」と、多様な他者と関わりながら学び合う「協働的な学び」の一体的な充実を図ることとしています。その一環として、一人一台端末など学校における ICT 環境の充実を図る GIGA スクール構想などの取組が進められています。
- ② 令和 6（2024）年度の全国学力・学習状況調査の結果、本市では、小学 6 年生で、「国語・算数」の平均正答率が、県及び全国の水準を下回っています。また、中学 3 年生では、「国語・数学」の平均正答率が、県及び全国と同水準となっています。

一方、令和 6（2024）年度の埼玉県学力・学習状況調査においては、「学力を伸ばした児童生徒」の割合が県平均を上回っており、近年、多くの児童生徒が学力を伸ばしているといえます。
- ③ 調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠という「健康三原則」に照らすと、本市では、朝食を毎日食べるこどもの割合、こどもの 1 週間の総運動時間は減少傾向にあり、1 日の睡眠時間が 8 時間以上であるこどもの割合は横ばいで推移しています。
- ④ 近年、全国的にいじめの認知件数や不登校の児童生徒数が増加傾向にあります。また、入学したばかりの小学 1 年生が集団生活になじめず、授業中座ってられない、話を聴けない、静かにしてられないなどで授業が成立しにくい状況となる「小 1 プロBLEM」や、中学 1 年生が学習や生活の変化になじめないことで、不登校などが生じる「中 1 ギャップ」が課題となっています。
- ⑤ 特別支援教育を受ける児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、本市においても同様の傾向がみられます。こうした中で、障害のあるこどもの教育的ニーズも多様化しています。
- ⑥ 市立川越高等学校は、普通科と商業系学科を併せ持つ特性から、生徒の多様な進路ニーズへの対応が求められています。また、校舎及び体育館は建築後 30 年程度を経過し老朽化が進んでいます。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

こども達が、変化の激しい社会でたくましく生き抜く力を育めるまちにします。

【成果指標】

指標名		単位	基準値 (R6)	目標値	
				R12	R17
埼玉県学力・学習状況調査における学力を伸ばしたこどもの割合		%	65.2	67.5	70
自分にはよいところがあると思うこどもの割合		%	84.3	85	87.5
1 週間の総運動時間 60 分以上のこどもの割合	小学生	%	84.6	87.5	90
	中学生	%	85.0	87.5	90

施策の方向性

1 確かな学力の育成

- 1 デジタル技術を効果的に活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることで、思考力、判断力、表現力や、主体的に学習に臨む姿勢など、未来の担い手として必要な資質・能力の育成を図ります。
- 2 グローバルな社会で活躍するために必要な資質・能力を育成するため、英語によるコミュニケーション能力の育成や国際理解の促進を図ります。
- 3 情報化社会の中で、様々な社会課題を解決できる資質・能力を育成するため、情報や情報技術を適切かつ効果的に活用できる情報活用能力の育成を図ります。

2 豊かな心と健やかな体の育成

- 1 こども達の自己肯定感や、他者を思いやる心を育むため、様々な体験活動、道徳教育などの充実を図ります。
- 2 こども達が生涯にわたって健康的な生活を送れるよう、規則正しい生活習慣や運動習慣の確立を図るとともに、感染症等から健康を守るための指導の充実を図ります。
- 3 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育を進めるとともに、食育の生きた教材として、栄養バランスのとれた安全安心でおいしい給食を提供します。

3 学校生活における支援の充実

- 1 こども達一人ひとりの発達の状況に応じたきめ細かな支援を行うため、幼稚園・保育園・小学校間や小学校・中学校間、中学校・高等学校間等の連携を深め、生活指導上や学習指導上の共通理解の形成を図ります。
- 2 全てのこどもが、楽しく安心して学校生活を送れるよう、いじめ、不登校等の未然防止を図るとともに、様々な課題を抱えるこどもに対し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援の充実を図ります。
- 3 障害のあるこども達の主体的な学習と自立を支援するため、特別支援教育の充実を図り、きめ細かな支援を推進するとともに、全てのこどもがともに学び合う教育を推進します。

4 市立川越高等学校の特色ある教育の充実

- 1 大学、専門学校への進学や就職など、生徒の多様な進路希望を実現できるよう、教職員の進路指導力向上を図ります。また、時代の変化に対応した施設の充実を図ります。

施策 3－2 教育環境の整備・充実

施策を取り巻く状況

- ① 変化の激しい社会の中で、教職員には、こども達が主体的・対話的に学ぶ学習の展開など、絶えず指導方法の工夫改善が求められています。また、いじめや不登校の増加、外国にルーツを持つこどもや発達に課題があるこどもの増加などの中で、教職員に求められる役割が多様化し、業務負担が増加しています。
- ② こども達の教育は学校のみで行われるべきものではなく、家庭や地域が教育の場として十分な機能を発揮することが必要です。しかしながら、全国的に、地域のつながりや支え合いが希薄化する中で、「地域の学校」「地域で育てるこども」という考えが失われ、地域の教育力が低下していると指摘されています。
- ③ 学校教育には、こども達が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばすという特質があります。しかしながら、今後の児童生徒数の減少により、地域によっては、このような教育を実践できる学校規模を維持できなくなることが懸念されています。
- ④ 本市の学校施設は総体的に老朽化が進んでおり、令和 17（2035）年までに、建て替えの目安としている建築後 65 年を迎える小学校は校舎 11 校、体育館 2 校、中学校では校舎 4 校、体育館 6 校にのぼります。また、近年の気候変動に伴う空調設備の設置など、変わりゆく時代に対応した学習環境の整備も求められています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

こども達が安心して質の高い教育を受けられるまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
川越市教育委員会が主催する研修に参加した教職員の年間人数	人	5,064	5,500	6,000
特別教室空調整備率	%	42.26	100	100

施策の方向性

1 教職員の指導体制の充実

- 1 教職員が時代のニーズや様々な教育課題に対応できるよう、効果的な研修の充実や校内の連携体制の強化を図ります。
- 2 教職員が、こども達に向き合う時間や自己研鑽の時間を十分に確保できるよう、デジタル技術などを活用した事務負担の軽減を図ります。

2 地域とともにある学校づくりの推進

- 1 学校と家庭、地域が連携・協働するコミュニティ・スクール等を推進し、こども達の教育活動の充実を図るとともに、地域でこどもを育てる力の再生と地域コミュニティの活性化を図ります。
- 2 こども達が生涯にわたりスポーツや文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保できるよう、部活動の地域移行を推進します。

3 教育環境の整備・充実

- 1 こども達が、学校において安心して質の高い教育を受けられるよう、学校施設の改修や施設整備により教育環境の充実を図ります。
- 2 こども達が集団の中で切磋琢磨できる環境を整えるため、児童生徒数の推移や校舎の老朽化の状況などを踏まえ、学校の配置や規模、通学区域等の見直しを図ります。

施策 3－3 生涯学習活動の推進

施策を取り巻く状況

- ① 国の第4期教育振興基本計画では、教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図る生涯学習は、長寿化が進展する人生100年時代において、ウェルビーイングの向上につながる重要な意義を有するものであると位置づけられています。
- ② 変化の激しい社会の中で、主体的なキャリア形成や自己実現を図るために、知識や技術を時代の変化に合わせて学び直すことの重要性が高まっています。
- ③ 地域課題の多様化・複雑化などの中で、地域住民が様々な活動に積極的・主体的に関わる意識を高め、ともに学びながら課題解決を実践していくことが期待されています。
- ④ 令和6（2024）年度に実施した「川越市文化芸術及び生涯学習に関する意識調査」によれば、直近1年間における生涯学習への取組状況について、「していない」と回答した割合は35.4%となっており、その理由としては、「仕事や家事が忙しくて時間が取れない」が最も多く47.6%となっています。
- ⑤ 同意識調査において、生涯学習をどのように行っているかとの問いに対し、「パソコン・インターネットなど」と回答した割合は増加傾向で推移しており、「自宅での活動（本や雑誌等による自主的な学び）」（52.8%）に次いで2番目に多い40.5%となっています。一方で、「公民館の講座や教室」と回答した割合は10.6%、その他、「図書館、博物館での講座や教室」と回答した割合は数パーセントと、相対的に低く留まっています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

誰もが自らの関心や意欲に応じて学習し、その成果を生かせるまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
1年の間に生涯学習に取り組んだ市民の割合	%	61.3	62.5	65.0

施策の方向性

1 多様な学習機会の充実

- 1 市民一人ひとりの学習ニーズに対応するため、大学等の教育機関との連携やデジタル技術の活用などを進め、ライフステージやライフスタイルに応じた多様な学習機会の充実を図ります。

2 学習成果を生かせる仕組づくりの推進

- 1 誰もが、学びを通じて身につけた知識や技術、経験等を地域で生かすことができるよう、市民による講座開催など学びの成果を生かす場の充実を図ります。
- 2 若者、高齢者など様々な世代の人が、地域課題の解決に向けて学び合える機会の充実を図ります。

3 利用しやすい学習施設の充実

- 1 誰もが主体的に質の高い学習活動を行えるよう、公民館、図書館、博物館などの身近な学習施設において、時代のニーズを踏まえた学習環境や学習機会を提供するなど、多様な学習支援の充実を図ります。

施策 3－4 文化・スポーツ活動の推進

施策を取り巻く状況

- ① 少子高齢化の進行、地域のつながりの希薄化、外国籍市民の増加など地域を取り巻く状況が変化する中であって、健康づくりや生きがいづくり、地域の関係性の形成などの面で、文化芸術やスポーツの果たす役割は、ますます重要となっています。
- ② 令和 6（2024）年度に実施した「第 15 回市民意識調査」によれば、文化芸術活動をどの程度実施しているかとの問いに対し、「ほとんど行っていない、または行っていない」と回答した人の割合は 64.5%となっています。文化芸術活動を行っていない理由としては、「興味がない」が 32.8%で最も多く、次いで「時間がない」が 26.3%となっています。また、同調査において、1 回 30 分以上のスポーツや運動をどの程度行っているかとの問いに対し、「ほとんどしていない」が 49.2%となっており、市民の生活に文化芸術活動やスポーツが十分に浸透しているとはいえない状況です。
- ③ 令和 6（2024）年度に実施した「川越市文化芸術及び生涯学習に関する意識調査」及び令和 5（2023）年度に実施した「スポーツ意識調査」によれば、文化芸術活動やスポーツ活動をより活発にするために必要なものとして、身近な活動場所や施設の整備などを求める割合が高くなっています。

一方で、本市の文化施設、スポーツ施設は、その多くが築 30 年を経過し、老朽化が進んでいます。また、施設の整備に向けては、多様化する市民ニーズをとらえ、施設が果たすべき役割について整理したうえで取り組む必要があります。
- ④ 本市では、地域間交流を推進し相互理解を深めるために、国内 3 都市、海外 3 都市と姉妹・友好都市提携を行っています。デジタル化などの社会の変化によって、より幅広い交流に向けた選択肢が広がってきています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

誰もが気軽に文化芸術やスポーツに親しみ、交流できるまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
文化芸術活動を年1回以上行う市民の割合	%	34.9	37.5	40.0
1回30分以上のスポーツや運動を週2日以上行う市民の割合	%	32.2	36.0	40.0

施策の方向性

1 文化芸術・スポーツに親しむ機会の充実

- 誰もが文化芸術やスポーツを身近に感じられるよう、様々な芸術やスポーツを気軽に鑑賞・体験できる機会の充実を図ります。
- 文化芸術活動やスポーツを、楽しみながら意欲的に続けることができるよう、文化芸術活動の発表機会やスポーツ大会、イベントなどの充実を図ります。

2 文化芸術・スポーツを通じた交流の促進

- 各種活動団体の支援や活動を担う人材の育成を進めるなど、文化芸術活動やスポーツを通じた地域交流の促進を図ります。

3 文化芸術・スポーツ関連施設の充実

- 文化芸術やスポーツの活動拠点として、市民ニーズや、施設が果たすべき役割等を考慮しながら、より魅力的で利用しやすい文化施設及びスポーツ施設の整備充実を図ります。

4 様々な地域との文化交流の充実

- 国内外の姉妹・友好都市と、幅広い分野において、多様な手法による交流を促進するとともに、様々な地域の文化等を学ぶ機会の充実を図ります。

施策 3－5 文化財の保存・活用

施策を取り巻く状況

- ① 本市には、城下町として発展してきた中で建造された、時の鐘、川越城本丸御殿などの貴重な建造物や、埼玉県内で唯一、重要伝統的建造物群保存地区として国の選定を受けている蔵造りの町並み、国の重要無形民俗文化財でありユネスコ無形文化遺産に登録されている川越氷川祭の山車行事（川越まつり）など多くの歴史遺産があり、重要な観光資源となっています。
- ② 令和 5（2023）年 4 月 1 日現在、文化財保護法に基づく重要文化財等が 28 件、埼玉県文化財保護条例に基づく指定文化財が 42 件、川越市文化財保護条例に基づく文化財が 193 件あります。その他、現在把握している未指定文化財が 1,889 件あります。
- ③ 本市の文化財は、所有者や地域の人々を中心に大切に受け継がれてきましたが、所有者や継承を支えてきた技術者の高齢化等により、後世への継承が難しくなることが懸念されています。
特に、民俗芸能、祭礼行事などの無形の民俗文化財については、人から人に伝えられるという性質上、高齢化等の影響により、継承が困難となることが危惧されています。
- ④ 未指定文化財は、高齢化等の中で滅失、散逸等の危機にあるものが相当数存在すると考えられます。これまで調査してきたものもありますが、十分には実態を把握できていない状況です。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

地域固有の貴重な文化財を、地域ぐるみで保存・活用し、次世代に継承していくまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
文化財保存活用支援団体*の指定数	団体	0	2	4
文化財や歴史遺産を保存活用する活動（お祭りなどの伝統行事、博物館・公民館の講座等も含む）に参加してみたいと思う市民の割合	%	30.7	32	34

施策の方向性

1 適切な保存・活用の推進

- 1 地域の歴史遺産の状況を把握するため、継続的な調査を行い、未指定文化財に代表されるような、あまり知られていない歴史遺産の掘り起しを図るとともに、指定等文化財についても、管理状況などの現状把握を進めます。
- 2 指定等文化財について、所有者が適切な保存・活用、継承を図れるよう支援するとともに、市所有の指定等文化財の保存・活用を計画的に進めます。
- 3 文化財の保存・活用に地域ぐるみで取り組めるよう、幅広い世代の多様な主体が参画できる仕組みづくりを進めます。また、市民とともに、保存技術の継承や新たな担い手の確保・育成を図ります。

2 地域固有の文化財の理解促進

- 1 文化財の本質的な価値や魅力を、広く市民や来訪者に伝えるために、公開や普及啓発を行うほか、観光や教育など幅広い分野において、各文化財の特性に応じた適切な活用を図ります。

* 文化財保存活用支援団体：市と民間団体が連携しながら文化財の保存・活用に取り組むために、文化財保護法に基づき指定された法人や民間企業等。

5 産業・観光

5－1 地域産業の活性化と商工業の振興

5－2 就労の支援と労働環境の改善

5－3 農業の振興

5－4 観光の振興

施策５－１ 地域産業の活性化と商工業の振興

施策を取り巻く状況

- ① 本市の市内総生産額は、平成 24（2012）年は 1 兆 673 億円、平成 29（2017）年は 1 兆 2,523 億円、令和 3（2021）年は 1 兆 4,651 億円と上昇傾向にあり、令和 3（2021）年はさいたま市に次いで県内第 2 位の規模となっています。また、商業における「小売業年間商品販売額」、工業における「製造品出荷額等」、農業における「農業産出額」も県内上位の規模を維持しています。

一方で、今後は更なる少子高齢化と人口減少が見込まれ、労働力不足の深刻化や市場規模の縮小、産業競争力の低下などが懸念されます。

- ② 本市で事業を営む中小企業は、市内事業所の約 98%、従業員数の約 74%を占めるなど、地域経済を支える中心的な役割を担っています。中小企業は大企業と比べて経営資源が限られており、近年では、人材確保や後継者不足が課題となっています。

- ③ 大規模小売店舗の展開やECサイトの普及に伴い、消費者の購買行動が変化しており、郊外を中心に商店街の空き店舗の増加や、活力低下につながるものが懸念されています。

- ④ 市内には複数の工業団地が立地しています。また、本市は巨大マーケットである首都圏に位置しており、関越自動車道（関越道）や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）からのアクセスもよいという利点があります。加えて、複数の大学があることから企業の人材確保にも貢献できるなど、企業立地に適した環境が整っていると考えられます。一方で、造成から相当の年数が経過した工業団地では、老朽化を理由に建替えを検討する企業がみられ、市内に立地できる適地がなければ、市内企業が市外に流出してしまうことも危惧されます。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

本市の強みや特性を生かし、将来にわたって地域経済の好循環を生み出すまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
市内総生産額	億円	14,651 (R3 年)	16,000	18,000
企業立地支援事業所*（累計）	事業所	10	20	30
創業件数*	件	68	80	90

施策の方向性

1 中小企業支援の推進

- 1 中小企業の経営基盤を強化するため、経営相談や制度融資などの各種支援を行うとともに、生産性向上に向けた DX 化等に対する支援の充実を図ります。
- 2 付加価値の高い新たなサービスや製品の開発、販路拡大などを促進するため、異業種間の交流や連携を促す基盤づくりを進めるとともに、商工会議所、金融機関、大学など様々な関係機関との連携強化を図ります。
- 3 企業の魅力や強みを効果的に発信するなど、企業の人材確保を支援します。また、後継者不在の企業等に対して、資金調達のための融資を行うなど、円滑な事業承継を支援します。

2 商店街活性化の推進

- 1 商業の活性化を図るため、商店街の安心安全な環境整備や時代のニーズに対応した魅力創出を支援するなど、持続可能な商店街のにぎわいづくりを推進します。

3 企業誘致・創業の推進

- 1 本市の経済に更なる好循環をもたらすため、産業用地の創出や企業立地支援策の充実、積極的な情報発信等によって、市内経済への波及効果の高い企業の誘致を進めます。
- 2 地域経済の新たな活力を創出するため、関係機関と連携し、創業希望者のニーズや成長のステージに応じた創業支援の充実を図ります。

* 企業立地支援事業所：本市の企業立地支援である川越市企業立地奨励金制度の認定を受けた事業所。

* 創業件数：本市が策定した「創業支援等事業計画」に基づく創業支援を受けて創業した件数。

施策 5－2 就労の支援と労働環境の改善

施策を取り巻く状況

- ① 国勢調査によると、本市の完全失業率は、令和 2（2020）年に 3.89%となっており、改善傾向にあります。就業率は、若年者（20～34 歳）、女性（30～39 歳）、高齢者（65 歳以上）ともに上昇傾向にあります。
- ② 今後、全国的に、少子高齢化によって生産年齢人口が減少する中で、労働力人口の減少が懸念され、女性や高齢者、障害のある人、外国人など多様な人材が活躍できる環境づくりが求められています。こうした中で、労働生産性を高めるとともに、働く人の置かれた事情に応じて多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」が進められています。
- ③ 令和 3（2021）年の川越市労働基本調査によると、障害のある人を正規従業員として雇用していると回答した事業所は 12.1%、外国人を雇用していると回答した事業所は 10.9%となっています。高齢者雇用については、「希望者全員が 70 歳まで働ける」と回答した事業所が 48.7%、「60 歳以上の新規雇用を行っている」と回答した事業所が 35.5%となっています。
- ④ 同調査によると、最近 3 年間で市内在住者を正規従業員として「雇用している」と回答した事業所は 65.6%となっています。
職場と住居の距離が近い「職住近接」は、通勤時間が短縮される分、家族や友人と過ごす時間や自分の時間を多く持てること、災害時に帰宅困難となりにくい安心感があることなど、多くの利点があります。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

誰もがいきいきと働き、活躍できるまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
川越しごと支援センター*での紹介が就職につながった割合（就職件数／紹介件数）	%	17.9	18.4	18.9
キャリア&ライフサポーター共同宣言*企業数（累計）	事業所	45	50	60

施策の方向性

1 ニーズに応じた就労支援の推進

- 1 女性や高齢者、障害のある人、外国人など、働く意欲を持つあらゆる人が就労機会を確保できるよう、セミナーや相談会の開催など、ニーズに応じた就労支援の充実を図ります。
- 2 就労機会の拡大や産業人材の育成を図るため、大学等の関係機関と連携し、就労に必要な知識や技能の習得・向上を支援します。
- 3 地元で働くことを希望する市民のニーズに対応するとともに、市内企業の人材確保にもつなげられるよう、市内企業に関する情報発信の充実を図るなど職住近接につながる支援を行います。

2 多様な人材が活躍できる労働環境づくりの推進

- 1 誰もがいきいきと働けるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様で柔軟な働き方を支援するなど、働きやすい労働環境づくりを推進します。

* 川越しごと支援センター：川越市とハローワーク川越が共同で運営する施設で、仕事を探している人に、様々な就職支援を行っている。

* キャリア&ライフサポーター共同宣言企業：働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組み、従業員のキャリア（仕事）とライフ（人生）の充実を応援することを宣言した企業等。

施策 5－3 農業の振興

施策を取り巻く状況

- ① 本市の農業は、大消費地である東京圏に位置するという立地面での優位性を有し、米、野菜、果実、花き、畜産物等の農産物が生産されており、令和 5（2023）年の農業産出額は県内で 7 番目に位置しています。また、本市の農産物は、直売所等を通じて多くの市民にも提供されています。
- ② 本市の経営耕地面積については、令和 2（2020）年は 1,976ha で、平成 27（2015）年の 2,449ha と比べて減少しています。1 経営体当たりの経営耕地面積は年々増加しており、3 ha 以上の経営耕地面積で営農を行う大規模な農業経営体も増加傾向ですが、1 ha 未満の経営体が半数近くを占めています。また、農産物販売額については、1 億円以上の経営体がある一方で、約 6 割の経営体が 100 万円に満たない状況となっています。
- ③ 令和 2（2020）年 2 月 1 日現在の年齢階層別の基幹的農業従事者*は 1,743 人で、平成 27（2015）年の 2,675 人と比べて減少しています。また、70 歳以上の基幹的農業従事者は 788 人（45.2%）と全体の半数近くを占め、高齢化が顕著となっています。本市が令和 4（2022）年度に農業者に実施したアンケート調査では、「現在、農業の後継者がいるか」との問いに対し、「いない」と回答した割合が 50.2%にのぼっています。
- ④ 農地は食料を供給するだけでなく、水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成など多面的な機能を有し、農業者だけではなく、広く市民全体が利益を享受しているとともに、本市の魅力の一つともなっています。また、このような多面的機能が将来にわたって発揮され続けるために、農業生産の環境負荷を低減させることも重要な視点となっています。

* 基幹的農業従事者：15 歳以上の世帯員のうち、仕事として主に自営農業に従事している者。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

持続可能な農業が営まれるとともに、多くの人が農業にふれあえるまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
市内農産物直売所販売額	億円	8.0 (R 5 年)	10.5	11.0
農業を身近に感じる人の割合	%	63.8	72	75

施策の方向性

1 多様な担い手の育成・確保の推進

- 1 意欲ある担い手を育成・確保するため、中核的な担い手である認定農業者や、農業後継者、新規就農者等への必要な支援の充実を図ります。また、関係機関と連携し、農業法人の設立や企業の農業参入を支援します。
- 2 農業経営の安定化・効率化を図るため、各種経営支援を行うほか、AI、IoT、ロボット技術など先端技術を活用したスマート農業の導入支援を推進します。

2 農地の保全と有効活用

- 1 将来にわたる農業生産の継続に向け、長期的に農業振興を図るべき地域の農地の保全と有効活用を図ります。
- 2 営農環境の維持・向上のため、老朽化の進む農業用水路等の農業基盤の長寿命化、更新を促進します。また、農業生産性の向上に向けて、ほ場整備や地域での協議等により農地の集積・集約を図ります。
- 3 農地の有する多面的機能を維持・発揮できるよう、地域ぐるみで農地や水路などを保全・管理する活動を支援します。また、関係機関と連携し遊休農地の発生防止、解消を図ります。

3 地産地消の推進と環境負荷低減による生産

- 1 市民が新鮮で安心な農産物を入手できるよう、直売所や庭先販売を支援するとともに、市内飲食店等と連携した川越産農産物の利用促進を図るなど地産地消を推進します。
- 2 川越産農産物の販売額増加のため、情報発信やイベント等を通じて川越産農産物の知名度向上を図ります。
- 3 農業生産活動における環境への負荷の低減を図るため、伝統的手法や農薬、化学肥料の使用量を削減した農産物の生産を支援します。

4 農業とのふれあいの推進

- 1 より多くの市民が農のある生活を楽しむことができるよう、農業に関する情報発信を行うとともに、市民農園の運営や、多種多様な農業体験等の農業とふれあう場の充実を図ります。また、本市の自然や農業の魅力を体感できるグリーンツーリズムを推進します。

施策 5－4 観光の振興

施策を取り巻く状況

- ① 本市には、城下町として発展してきた中で建造された、時の鐘、川越城本丸御殿などの貴重な建造物や、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている蔵造りの町並み、ユネスコ無形文化遺産に登録されている川越氷川祭の山車行事（川越まつり）などの伝統行事といった多彩な観光資源があります。鉄道や高速自動車道による交通アクセスにも優れ、近年では外国人観光客も多く訪れる、首都圏有数の観光地となっています。
- ② 入込観光客数は、令和元（2019）年の約 776 万人をピークに、その後新型コロナウイルス感染症の影響で半減しましたが、令和 6（2024）年には約 735 万人にまで回復しています。特に外国人観光客が約 70 万人となり、コロナ禍前の令和元（2019）年の約 31 万人に比べても大幅に増加しています。
- ③ 観光客の旅行形態は「日帰り」が 9 割以上、滞在時間は「4 時間未満」が約 4 分の 3 を占めています。また、流入は 10～11 時台、流出は 15～16 時台が多く、一般的に消費額が高いとされる夕食の時間帯（19 時頃）には多くの観光客が流出している状況にあります。
- ④ 一般社団法人 DMO 川越が、令和 5（2023）年 1 月から 12 月に市内を訪れた観光客に対して実施したアンケート調査によると、観光の目的では「町並み散策」が 33.7% で最も高く、立ち寄り観光地点では、重要伝統的建造物群保存地区内の「蔵造りの町並み」、「時の鐘」、「菓子屋横丁」が突出して多くなっています。このように「一番街」周辺に多くの観光客が集中し混雑することで、交通渋滞やマナー違反等による市民生活への影響が懸念されています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

多彩な観光・地域資源を生かし、国内外の多くの観光客を魅了し続けるま
ちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
平均観光消費額	円	7,698	9,800	12,500

施策の方向性

1 新たな観光資源の開発

- 1 本市が有する文化財や歴史的建造物、伝統行事、豊富な自然環境などの観光資源の有効活用を図るとともに、本市の新たな魅力となりうる資源を発掘し磨き上げることで、更なる魅力の向上と国内外からの誘客促進を図ります。
- 2 市内各所の魅力的な観光資源を組み合わせ、観光客の回遊を促すことで滞在時間の延伸を図ります。また、早朝や夜の時間帯における魅力を創出することにより、市内での宿泊機会の創出を図ります。

2 安心して楽しめる観光環境の整備

- 1 誰もが安心して観光を楽しめるよう、歩車道の分離、バリアフリー化などの環境整備や、多言語対応など外国人観光客のニーズに対応した受入環境の充実を図ります。
- 2 観光客の受け入れと市民生活の質の確保を両立するため、観光マナー対策や観光エリアの分散化、交通渋滞対策など総合的なオーバーツーリズム対策を講じ、持続可能な観光の推進を図ります。

3 協働による観光づくりの推進

- 1 市民が楽しみながら本市の魅力を発見できるよう、祭りやイベント等への参加や観光客との交流を促進します。
- 2 地域全体の活性化につなげるため、他自治体や観光関係者等とのネットワークを構築し、地域の特性を生かした広域観光を推進します。

6 環境

6－1 環境活動の推進

6－2 地球温暖化対策の推進

6－3 循環型社会の構築

6－4 自然共生の推進

6－5 生活環境の保全

施策 6－1 環境活動の推進

施策を取り巻く状況

- ① 地球環境は、気候変動、生物多様性の損失、汚染など多くの危機に直面しています。こうした環境問題は、私たち人間の活動が主な原因となっていることから、市、市民、事業者、民間団体など社会を構成する誰もが、環境問題を自らの問題として取り組んでいく必要があります。
- ② 令和 6（2024）年に本市が実施した「川越市の環境に関するアンケート調査」によれば、環境問題への関心度に関する問いで、「関心がある」または「まあ関心がある」と回答した割合は、合わせて約 77%となっており、環境問題への関心の高さがうかがえます。
- ③ 同調査によれば、環境に負荷をかけないように、どのようなことを実践しているかとの問いに対して、ごみの分別や節水・節電といった取組は「常に取り組んでいる」の割合が高く、多くの市民に浸透していることがうかがえます。一方で、環境に関するイベントやボランティアへの参加、自然とのふれあい、再生可能エネルギーの導入に関する取組などは、十分に浸透しているとはいえない状況です。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

誰もが環境保全の意識を持ち、環境に配慮した行動を実践できるまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
環境問題に関心がある市民の割合	%	77.1	78.5	80

施策の方向性

1 環境意識の向上

- 1 市民一人ひとりが環境保全の意義を理解し、自発的な行動を行えるようにするため、こどもから高齢者まで誰もが参加できる講座や体験型学習など、環境に関する学習機会の充実を図ります。

2 協働による環境活動の推進

- 1 地域における環境活動の輪を更に広げることができるよう、担い手の育成などにより、地域における活動を支援するとともに、情報発信や交流機会の提供等により、幅広い市民、事業者、民間団体等の環境活動への参加を促進します。

施策 6－2 地球温暖化対策の推進

施策を取り巻く状況

- ① 地球温暖化に起因するといわれる気候変動の影響により、国内外で深刻な自然災害が多発しています。このまま地球温暖化が進めば、地球環境に取り返しのつかない影響を及ぼしかねないとして、平成 30（2018）年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の特別報告書において「産業革命前からの平均気温上昇を 1.5℃に抑えるためには、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることが必要」とされています。こうした中で、国は、令和 32（2050）年までに脱炭素社会を実現することを宣言し、令和 12（2030）年度までに温室効果ガスの排出量を、平成 25（2013）年度比で 46%削減することを表明しています。
- ② 本市では、令和 3（2021）年度に、「小江戸かわごえ 脱炭素宣言」を表明し、令和 32（2050）年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して、市、市民、事業者、民間団体が一体となって地球温暖化対策に取り組むことを宣言しています。
- ③ 本市の令和 3（2021）年度における温室効果ガスの総排出量は、平成 25（2013）年度の排出量 2,082 千 t-CO₂ から 24.7%減少しています。
- ④ 令和 3（2021）年度の、主体別の二酸化炭素排出量は、事業活動に起因するものが 67%、家庭生活に起因するものが 33%となっています。また、部門別では、産業部門が最も多く 25.6%、次いで運輸自動車部門が 24.7%となっています。
- ⑤ 令和 6（2024）年に実施した「第 15 回市民意識調査」によれば、地球温暖化対策についての問いで、「地球温暖化対策は必要であり、自分でできることに取り組んでいる」と回答した割合は 43.3%である一方で、「地球温暖化対策は必要だが、何をしたら良いかわからない」と回答した割合は 46%となっています。

施策の目標と成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

誰もが脱炭素社会の実現に向けて取り組むまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
市域における温室効果ガスの排出量	千 t-CO ₂	1,567 (R3)	1,119	833
地球温暖化対策に取り組んでいる市民の割合	%	43.3	55	65

施策の方向性

1 省エネルギーの推進

- 1 市民や事業者の省エネ行動を促進するため、省エネへの理解と関心を高める意識啓発や、ZEH・ZEB*等の省エネ住宅・建築物、省エネ家電などの普及促進を図ります。

2 再生可能エネルギーの普及促進

- 1 太陽光発電設備等の導入を促進するなど、地球環境への負荷の少ない再生可能エネルギーの活用促進を図ります。

3 脱炭素に資するまちづくりの推進

- 1 移動に伴う環境負荷を削減するため、公共交通の利便性向上などより、自家用車から公共交通への転換を促進するとともに、環境性能に優れた自動車の普及促進や自転車シェアリングの推進を図ります。
- 2 二酸化炭素の吸収源である緑地を保全するとともに、グリーンインフラ*の普及など様々な手法により緑化を推進します。

* ZEH・ZEB：Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）及びNet Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅・建築物のこと。

* グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等において、ハード・ソフト両面で、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進める取組。

施策 6－3 循環型社会の構築

施策を取り巻く状況

- ① 現在、地球環境は、気候変動や海洋汚染、資源の枯渇などの危機に直面しています。このような中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から、資源の消費が抑制された環境負荷の少ない循環型社会への転換が求められています。
- ② 本市の一人 1 日あたりのごみ排出量は減少傾向で推移しており、直近の令和 5（2023）年度は 777g となり、国（851g）及び埼玉県（790g）よりも少なくなっています。また、リサイクル率はほぼ横ばいの傾向で推移しており、令和 5（2023）年度は約 21.9%となり、全国（19.5%）を上回っていますが、埼玉県（24.3%）よりもやや低くなっています。
- ③ 家庭ごみの収集について、高齢化によりごみの排出が困難な人が増加し、戸別収集（ふれあい収集）の利用者が増加しています。
- ④ 本市における一般廃棄物の中間処理は、昭和 61（1986）年度に稼働した東清掃センターと平成 22（2010）年度に稼働した資源化センターによって行っています。
- ⑤ 一般廃棄物の最終処分場である小畔の里クリーンセンターの残容積率は、令和 6（2024）年度末現在で 9.4%となっています。
- ⑥ 近年、大規模な産業廃棄物の不法投棄は減少傾向にありますが、小規模な建設系廃棄物や家庭ごみの不法投棄は依然として発生しており、人目につきにくい場所や時間帯が狙われています。発見が遅れてそのまま放置されれば、周辺的生活環境を脅かす可能性もあります。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

誰もが循環型社会の構築に向けて取り組むまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
一人1日あたりのごみ排出量	g	777 (R5)	750	730
リサイクル率	%	21.9 (R5)	30	35

施策の方向性

1 ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

- 1 ごみの減量や再生利用（リサイクル）に関するイベント、講座の開催などにより、循環型社会の実現に向けた市民意識の向上を図ります。
- 2 マイボトル、マイバッグの使用促進、フードドライブ*の実施などによるごみの発生抑制や、不用となったものの再使用の促進によって、ごみの減量を図ります。また、ペットボトル、びん、かん、古紙等の資源物の分別を徹底することによって、再生利用の推進を図ります。

2 一般廃棄物の適正処理

- 1 ごみの発生抑制や分別の徹底、排出量に応じた費用負担の公平性、高齢者の増加などを踏まえ、家庭ごみの収集事業全体の適正化を図ります。
- 2 安全で安定した廃棄物処理を行うために、廃棄物処理施設の適正管理を図るとともに、計画的な改修や更新を行います。また、焼却残渣等の資源化や外部最終処分場の活用により、小畔の里クリーンセンターの延命化を図ります。
- 3 清潔で暮らしやすい生活環境を守るため、市民や関係機関と連携して、不法投棄の未然防止、早期発見、早期対応を図ります。

3 産業廃棄物の適正処理

- 1 産業廃棄物の減量や再生利用を推進するため、事業者に対して廃棄物の排出抑制や再資源化等の普及啓発を図ります。また、事業者への立入検査等を実施し、産業廃棄物の適正処理を促進します。

* フードドライブ：家庭で処分できずに余っている食品を回収し、食べ物を必要としている生活困窮世帯や社会・児童福祉施設、生活困窮者を支援する団体等へ寄付する活動。

施策 6－4 自然共生の推進

施策を取り巻く状況

- ① 令和 6（2024）年 3 月現在、本市における緑の現況面積は、5,464.8ha で、市域面積の 50.1%を占めています。その内訳は「農地・牧草地」が 3,722.4ha で最も多く、次いで「水辺・水面」、「山林・原野」等となっています。
- ② 平成 26（2014）年からの緑の変化をみると、全体では 200.1ha が減少しています。特に「農地・牧草地」の減少が著しく、172.5ha が減少しています。一方で都市公園の整備等により、6.8ha が創出されています。
- ③ 市内では、平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度の 5 年間で、計 1,584 種の動植物を確認しています。また、埼玉県レッドデータブックに掲載されている動植物の中では、カワセミやニホンカナヘビが多く確認されています。このほか平地林では、オオタカやキンラン、伊佐沼ではクロツラヘラサギやキタミソウ、河川ではミナミメダカといった希少な生き物が確認されています。
- ④ 市内では、平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度の 5 年間で、76 種の外来種を確認しています。また、生態系等への被害を及ぼす又は及ぼす恐れのある特定外来生物に指定されているアライグマやオオフサモなどが確認されています。更に、令和 6（2024）年度には、特定外来生物に指定されているクビアカツヤカミキリの被害が、市内で初めて確認されています。
- ⑤ 現代は「第 6 の大量絶滅時代」ともいわれ、今回の大絶滅は過去 5 回発生した大絶滅より種の絶滅速度が速く、その主な原因は人間活動による影響と考えられています。こうした中、国は令和 5（2023）年に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、令和 12（2030）年までに自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を目指して取組を進めています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

緑や生物多様性を守り育むまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
法令等の指定を受けた緑地面積	ha	3,099.2	3,000	3,000
生物多様性の認知度	%	59.6	67	75

施策の方向性

1 緑の保全及び緑化の推進

- 1 保全区域の指定や関係機関との連携等を通じて、武蔵野の面影を残す雑木林や入間川、新河岸川、伊佐沼等の水辺といった、自然豊かな環境の保全を図ります。
- 2 潤いのある生活環境の形成やグリーンインフラの機能の活用のため、多様な手法による公共施設の緑化を進めるとともに、事業所、一般家庭等の緑化を支援し、市内の緑を増やす取組を進めます。

2 生物多様性の保全・再生

- 1 生物多様性の保全・再生に向けて市民の関心を高めるため、積極的な情報発信や、市民参加による動植物の調査、講座や体験イベントの開催など生物多様性に関する啓発活動の充実を図ります。
- 2 生態系の健全性の回復を図るために、貴重な動植物の保護や外来種対策に取り組みます。

施策 6－5 生活環境の保全

施策を取り巻く状況

- ① 大気汚染の状況を把握するため、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、微小粒子状物質（PM2.5）について常時監視を行っており、光化学オキシダントを除き、環境基準を達成しています。
- ② 河川について、有機物による水質汚濁の指標である BOD は、環境基準をおおむね達成していますが、一部地点において達成できていない年があります。
- ③ 公害による苦情のうち、騒音に関する苦情が最も多く、次いで悪臭に関する苦情が多くなっています。
- ④ 私たちの身のまわりでは、化学物質が様々な用途で使用されており、国内で流通しているものは数万種類といわれています。化学物質は、その製造、使用、廃棄に至る過程で、大気、水、土壌の環境媒体を経由して人の健康や生態系に悪影響を与える可能性が懸念されています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

安全安心な生活環境のもとで快適に暮らせるまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
大気汚染に係る基準達成状況	%	82.3	100	100
水質汚濁に係る環境基準達成状況	%	88.9	100	100

施策の方向性

1 大気・水・土壤環境対策の推進

- 1 大気汚染を防止するため、汚染状況の継続監視や、ばい煙等の発生源への指導及び啓発を行います。また、環境基準が非達成である光化学オキシダントについて、国や県と情報共有し、広域的な排出抑制対策を推進します。
- 2 河川や土壌、地下水の汚染を防止するため、汚染状況の継続監視や、汚水等の発生源への指導及び啓発を行います。また、生活排水対策として、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を支援するとともに、浄化槽の維持管理に関する指導及び啓発を行います。

2 騒音・振動・悪臭対策の推進

- 1 騒音、振動、悪臭による生活環境への支障が生じないよう、発生源への指導及び啓発を行うとともに、主要道路の自動車騒音の継続監視を行います。

3 化学物質による環境リスク対策の推進

- 1 化学物質による環境への支障が生じないよう、排出量を把握し公表するとともに、化学物質を取り扱う事業者の管理の改善を促進します。